○ワーキンググループに関する細則

(2022年9月26日 運営委員会承認)

(目的)

第1条 この細則は、本会のワーキンググループ(以下WG)に関して必要な事項を定める。

(WGの設置)

- **第2条** 会則第3条第7号の規定に基づく「その他目的達成に必要な事業」の一つとしてWGを 設置する。
- 2 WGは、会員からの設立提案書に基づき、運営委員会の承認を経て設置される。
- 3 設立提案書には、以下の事項を記載するものとする。
 - ① 設立の目的
 - ② 活動内容
 - ③ 活動予定期間
 - ④ WGの組織、代表者および構成員
 - ⑤ その他必要な事項
- 4 運営委員会が承認した設立提案書は、すみやかに会員へ公開されなければならない。

(WGの活動)

- **第3条** WGの活動期間は3年以内を目処とし、必要に応じその後2年以内の延長を認める。
- 2 前項の延長に際しては、WGの代表者(以下WG代表)からの申請と運営委員会の承認を必要とする。
- 3 WGの活動支援のため、必要に応じて本会の予算を配当することができる。
- 4 WG代表は、毎年度終了時に当該年度の活動報告を会長へ提出しなければならない。
- 5 WG代表は、毎年度開始前に翌年度の活動計画を会長へ提出しなければならない。ただし年 度途中に設置されるWGにおいては、設立提案書に当年度の活動計画を記載するものとする。

(WGの構成)

- **第4条** WGの構成員(以下委員)は、原則として本会の個人会員、準会員ならびに施設会員または賛助会員に所属する者(以下この条において「会員等」)とする。ただし、WG代表は個人会員または準会員に限る。
- 2 WGには必要に応じて会員等以外の有識者または経験者を委員として加えることができる。 ただし、委員(WG代表を含む)のうち3分の2以上は会員等でなければならない。
- 3 WGは3人以上の委員によって構成されなければならない。
- 4 WG代表および委員の変更については、各WGの判断で行うことができる。ただし、会員等 以外の委員を加える場合は、その都度運営委員会の承認を必要とする。また、WG代表または 委員に変更があった場合は、すみやかに会長へ報告しなければならない。
- 5 WG代表および委員については、前条第4項および第5項の毎年度の活動報告と活動計画に 記載しなければならない。

(WGの解散)

- **第5条** 設立提案書の活動予定期間(運営委員会により活動期間の延長が承認された場合は、その期間)が満了した場合、または設置後5年を経過した場合、そのWGは解散する。
- 2 活動期間満了前であっても、WGからの申請により運営委員会の承認を経て、当該WGを解散することができる。
- 3 会則や本細則に違反するなど不適切なWGの運営または活動が行われていると判断される場合、設立提案書の目的から大きく逸脱した活動が行われていると判断される場合、または活動 実績が認められない場合、あるいは第4条の要件を満たさなくなった場合は、会長は運営委員 会の承認を経て当該WGを解散することができる。

附則

1 本細則は運営委員会議決の日から施行する。

2 施行日においてすでに設置されているWGについても本細則を適用する。ただし、第3条第 1項については、当該WGは施行日が属する年度の始期に設立されたものとしてこれを適用す る。

<改正履歴>

(1) 2022年(令和4年)9月26日制定